

○学校保健安全法で定める感染症による出席停止者について

平成22年 7月 7日 教務委員会

学校保健安全法で定める感染症により出席停止となった者(以下「出席停止者」という。)については、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 補講等により講義を希望する出席停止者については、補講願(様式第1号)を学務課に提出するものとする。
- 2 出席停止者から補講願の提出があった場合、教務委員会において承認の可否を決定するものとする。
- 3 教務委員会において補講が承認されたときは、学務課は科目担当教員に補講の方法及び補講日を確認し、記録しておくこととする。
- 4 学務課は出席停止者に対し承認の可否を通知するものとし、出席停止者は科目担当教員に補講の方法及び補講日を確認するものとする。